

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

1. 背景

第219回国会において、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号。以下「改正法」という。）が成立し、洪水に係る情報提供体制の強化、高潮の共同予報・警報の創設、外国法人等による予報業務に関する規制の強化が行われた。

これを踏まえ、気象業務法施行規則をはじめとした関係する国土交通省令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）の一部改正

- ・洪水警報等の予報区として、河川予報区を新設する。（第8条）
- ・予報業務又は発表業務の許可を受けようとする場合等の申請書の様式等を定めるほか、許可を受けた者の氏名等の変更の届出についての手続を定める。（第10条、第11条、第11条の2、第47条及び第48条）
- ・予報業務又は発表業務の許可を受けた者の所在が確知できない場合に、許可取消しの前に気象庁長官が公告する方法について、官報と定める。（第11条の5及び第48条）
- ・法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものと定めるとともに、意見を述べる機会の供与について定める。（第52条及び第53条）
- ・改正法の施行の際に予報業務又は発表業務の許可を受けている者については、電話番号及び電子メールアドレスに変更があったものとみなして変更の届出をするよう、所要の経過措置を設ける。
- ・その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年5月

施行：改正法の施行の日